

奨学制度（学生支援センター）

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構をはじめ、地方自治体や民間の諸団体のものがあります。各団体から募集の案内があり次第、掲示板でお知らせします。

また本学独自の特別奨学生制度も設けられています。

日本学生支援機構奨学金（貸与）

1. 奨学金の種別と貸与月額（2025年度現在）

① 第一種奨学金（無利子）

自宅通学 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円

自宅外通学 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円上記の金額から選択できます。

（なお、申込時における生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります）

② 第二種奨学金（有利子）

貸与月額は20,000円から120,000円までの間で、10,000円単位で額を選択できます。

2. 予約採用

高校在学中に日本学生支援機構の予約採用が決定している学生は、入学後、期日までに「奨学生採用候補者決定通知」を学生支援センターへ提出してください。期日までに提出がなければ奨学生の資格を失います。

3. 在学採用

- ① 毎年4月に全学年を対象に募集があり、年度によっては秋に追加募集が行われます。
- ② 4月中に新規申込に関する案内がありますので、ご確認ください。
- ③ 主に家計基準、学力基準をもとに日本学生支援機構による審査があります。なお、申込から採用まで約3～4ヶ月かかります。
- ④ 毎年継続の手続きが必要です。手続きがなされない場合は次年度奨学金を受けることはできません。手続き等についてはユニパにて案内します。

4. 緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）

家計急変（生計維持者の失職・死亡、火災など）により奨学金が必要となった場合、家計急変より1年以内である場合に限り、いつでも奨学金を申し込むことができます。希望者は学生支援センターへ相談してください。

5. 奨学金の返還

- ① 奨学金は貸与ですので原則、卒業後20年以内に返還しなければなりません。
- ② 4年次生に対して奨学金の返還に関する案内がありますので、ご確認ください。

6. 在学猶予

高校在学中等に、日本学生支援機構奨学生であった者が本学在学中の返還猶予を願う場合、期日までにスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出するか、所定の「在学届」を学生支援センターへ提出してください。「在学届」は日本学生支援機構のホームページを参照ください。

日本学生支援機構奨学金（給付）

1. 奨学金の区分と給付月額（2025年度現在）

世帯の所得金額に基づく区分	給付額〔月額〕		授業料等減免	
	自宅通学	自宅外通学	授業料減免 (年額)	入学金減免 (入学時1回のみ)
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	700,000円	200,000円
第Ⅰ区分 (多子世帯)				
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	466,700円	133,400円
第Ⅱ区分 (多子世帯)			700,000円	200,000円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	233,400円	66,700円
第Ⅲ区分 (多子世帯)			700,000円	200,000円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	9,600円 (10,700円)	19,000円	700,000円	200,000円
多子世帯	なし	なし	700,000円	200,000円

- ① 上表の区分は、世帯の所得金額に応じて決まります。
- ② 多子世帯については、生計維持者に扶養されている子ども（生計維持者よりも年長でない者）が3人以上である世帯が対象となります。
- ③ 上表のカッコ内の金額を給付されるのは、生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人となります。
- ④ 給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。後述する「国の高等教育の修学支援新制度について」もご参照ください。

2. 予約採用

高校在学中に日本学生支援機構の予約採用が決定している学生は、入学後、期日までに「奨学生採用候補者決定通知」を学生支援センターへ提出してください。

3. 在学採用

- ① 毎年4・10月に全学年を対象に募集があります。
- ② 4・10月中に新規申込に関する案内がありますので、申込時期を逃さないよう注意してください。
- ③ 主に家計基準、学力基準をもとに日本学生支援機構による審査があります。なお、申込から採用まで約3～4ヶ月かかります。

4. 家計急変採用

家計急変（生計維持者の死亡、失職等）により奨学金が必要となった場合、事由が生じてから3ヶ月以内である場合に限り、奨学金を申し込むことができます。希望者は学生支援センターへ相談してください。

民間育英団体奨学金（貸与・給付）

民間の団体が独自に行っている育英事業です。大学が窓口になっているものについては学生の応募に基づき大学が候補者を選考し、さらに育英団体が書類選考、面接などによって最終的に採用者を決定します。

地方自治体奨学金（貸与・給付）

1. 地方自治体（都道府県・市町村）によっては奨学金制度があります。
2. これらについては個人で直接出願する方式が多く、各自、出身都道府県や市町村の関係機関へ問い合わせてください。
3. 一部の地方自治体奨学金は、他の奨学金（例えば、日本学生支援機構奨学金）との重複貸与を認めていない場合もありますのでよく確認してください。

教育後援会奨学金（給付）

家計の急変により経済的に修学が困難となった学業意欲旺盛な学生へ奨学金を支給し、修学を援助するための制度です。詳細については総務部へ相談してください。